

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市粟井土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業（農道改修事業）竹成射場地区）を行うことについて平成20年12月16日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成21年1月13日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成20年12月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀